

〔総務部市長公室 財政課 所管〕

02010606 ふるさとづくり寄附金事業

予算書P. 51

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	992,934	394,992	597,942	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	976,324	372,526	603,798	ふるさとづくり寄附金
一般財源	16,610	22,466	△ 5,856	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内外から募った寄附金を財源としてまちづくりを行い、市民生活の付加価値を高めていくことを目的とし、平成20年にふるさとづくり寄附条例を制定し事業を開始した。ふるさと納税に対する全国的な関心の高まり、税制改正による限度額倍増や手続簡素化等を好機と捉え、平成28年度に返礼品等を拡充した。その後、令和元年6月の大幅な制度改正等を踏まえて返礼品等を見直した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

寄附金の使い道を明示することで、市政への理解、貢献結果がイメージしやすくなり寄附者の満足度が増す。それにより寄附金を募り、市の財源確保を図る。

また、市内事業者から協力を得て守谷市の多くの魅力的な返礼品等を発信していくことで、市の認知度向上やイメージアップといったシティプロモーション、地域経済の活性化につながることも期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・寄附者への返礼品代、寄附ポータルサイト利用料、返礼品等寄附管理業務委託料、寄附管理システム利用料、その他関連事務費等に利用する。
- ・返礼品等寄附管理業務委託を民間企業から市内のNPO法人に移すことで、大幅な経費節減を図る。
- ・寄附を誘引するために、過去の寄附者へダイレクトメール等を送付する。また、守谷サービスエリアで広告や寄附誘導プロモーション等を行う。
- ・守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱（令和2年1月施行）により事業者が返礼品等の提案方法を把握可能になったことで、製品の返礼品等だけではなく、サービス提供を内容とする市内への来訪を伴う返礼品等を拡充する。
- ・高額寄附を集める自治体や事例を参考とし、また、自治体間や民間企業等との交流を深め情報交換することで効果的な寄附誘導施策を行う。